

地方独立行政法人三重県立総合医療センター定款

目次

- 第1章 総則（第1条―第6条）
- 第2章 組織及び業務
 - 第1節 役員及び職員（第7条―第11条）
 - 第2節 理事会（第12条―第15条）
 - 第3節 業務の範囲及び執行（第16条―第19条）
- 第3章 資本金、出資及び資産（第20条・第21条）
- 第4章 雑則（第22条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この地方独立行政法人は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）に基づき、三重県の医療施策として求められる高度医療、特殊医療、救急医療等を提供し、並びに医療従事者の研修等の業務を行うことにより、県民の健康の確保及び県内の医療水準の向上に寄与することを目的とする。

（名称）

第2条 地方独立行政法人の名称は、地方独立行政法人三重県立総合医療センター（以下「法人」という。）とする。

（設立団体）

第3条 法人の設立団体は、三重県とする。

（事務所の所在地）

第4条 法人は、事務所を三重県四日市市に置く。

（法人の種別）

第5条 法人は、特定地方独立行政法人とする。

（公告の方法）

第6条 法人の公告は、三重県公報への登載又はインターネットの利用（以下「登載等」という。）により行う。ただし、天災その他やむを得ない事情により登載等ができないときは、法人の事務所の掲示場に掲示することによってその登載等に代えることができる。

第2章 組織及び業務

第1節 役員及び職員

（役員）

第7条 法人に、役員として、理事長1人、副理事長1人、理事6人以内及び監事2人を置く。

（役員職務及び権限）

第8条 理事長は、法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、法人を代表し、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して法人の業務を掌理する。

3 副理事長は、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。

4 理事は、理事長の定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して法人の業務を掌理する。

5 理事は、理事長があらかじめ定めた順序により、理事長及び副理事長に事故があると

きはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠けたときはその職務を行う。

6 監事は、法人の業務を監査する。

7 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は三重県知事（以下「知事」という。）に意見を提出することができる。

（役員の内命）

第9条 理事長及び監事は、知事が任命する。

2 副理事長及び理事は、理事長が任命する。

（役員の内期）

第10条 理事長及び副理事長の内期は4年とし、理事及び監事の内期は2年とする。ただし、補欠の役員の内期は、前任者の残任内期とする。

2 役員は、再任されることができる。

（職員の内命等）

第11条 職員は、理事長が任命する。

2 職員の職の種類、職務及び任命その他職員に関する事項については、法人の内程で定める。

第2節 理事会

（設置及び構成）

第12条 法人に理事会を置き、理事長、副理事長及び理事をもって構成する。

（招集）

第13条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、副理事長及び理事の3分の1以上又は監事から会議の目的たる事項を記載した書面を付して要求があったときは、理事会を招集しなければならない。

（議事）

第14条 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

2 議長は、理事会を主宰する。

3 理事会は、構成員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 理事会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 監事は、理事会に出席して意見を述べるすることができる。

（議決事項）

第15条 次に掲げる事項は、理事会の議を経なければならない。

(1) 法の内規定により知事の内認可又は承認を受けなければならない事項

(2) 法第27条第1項に規定する年度計画に関する事項

(3) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項

(4) 診療科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項

(5) 重要な内程の内制定又は改廃に関する事項

(6) 前各号に掲げるもののほか理事会が定める重要事項

第3節 業務の内範囲及び執行

（病院の内設置）

第16条 法人が設置し、運営する病院の内名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 三重県立総合医療センター

(2) 所在地 三重県四日市市

（業務の内範囲）

第17条 法人は、第1条に規定する目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 医療を提供すること。
- (2) 非常時における医療救護等を行うこと。
- (3) 医療に関する地域への支援を行うこと。
- (4) 医療に関する教育及び研修を行うこと。
- (5) 医療に関する調査及び研究を行うこと。
- (6) 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(緊急時における知事の要請)

第18条 法人は、災害が発生し、若しくはまさに発生しようとしている事態又は公衆衛生上重大な危害が生じ、若しくは生じるおそれがある緊急の事態に対処するため知事が必要と認める場合に、知事から前条第1号及び第2号に掲げる業務のうち必要な業務の実施を求められたときは、その求めに応じ、当該業務を実施するものとする。

(業務方法書)

第19条 法人の業務の執行に関し必要な事項は、この定款に定めるもののほか、法第22条第1項に規定する業務方法書に定めるところによる。

第3章 資本金、出資及び資産

(資本金等)

第20条 法人の資本金は、法第67条第1項又は第2項の規定により三重県から法人に対し出資されたものとされる金額とする。

2 法第67条第1項又は第2項に規定する承継される権利に係る財産のうち土地及び建物については、別表に掲げるものとする。

(解散に伴う残余財産の帰属)

第21条 法人は、解散した場合において、その債務を支弁してなお残余財産があるときは、当該残余財産を三重県に帰属させる。

第4章 雑則

(委任)

第22条 この定款及び業務方法書に定めるもののほか、法人の運営に関し必要な事項は、法人の規程等で定める。

附 則

この定款は、法人の成立の日から施行する。

別表 (第 20 条関係)

1 土地

所在地	地積 (m ²)
四日市市大字泊村字内谷 1050 番 68	5,832.39
四日市市大字泊村字内谷 1050 番 75	443.05
四日市市大字泊村字内谷 1050 番 78	4,273.81
四日市市大字泊村字内谷 1050 番 84	15.00
四日市市大字泊村字内谷 1050 番 85	150.00
四日市市大字泊村字内谷 1050 番 88	12.58
四日市市大字泊村字内谷 1050 番 92	67.59
四日市市大字泊村字内谷 1102 番 2	31.66
四日市市大字日永字口山 5380 番 8	2,121.42
四日市市大字日永字口山 5380 番 166	1,553.38
四日市市大字日永字明德谷 5450 番 10	3,276.02
四日市市大字日永字明德谷 5450 番 28	1,063.49
四日市市大字日永字明德谷 5450 番 41	6,449.55
四日市市大字日永字明德谷 5450 番 49	1,909.46
四日市市大字日永字明德谷 5450 番 53	400.00
四日市市大字日永字明德谷 5450 番 54	654.00
四日市市大字日永字明德谷 5450 番 55	532.00
四日市市大字日永字明德谷 5450 番 66	294.00
四日市市大字日永字明德谷 5450 番 132	28,826.55
四日市市大字日永字明德谷 5450 番 135	457.34
四日市市大字日永字明德谷 5450 番 137	44.00
四日市市大字日永字明德谷 5450 番 138	837.00
四日市市大字日永字明德谷 5450 番 139	25.62
四日市市大字日永字明德谷 5450 番 140	104.64
四日市市大字日永字明德谷 5450 番 144	238.44
四日市市大字日永字明德谷 5450 番 148	16.00
四日市市大字日永字明德谷 5469 番 6	109.00
四日市市大字日永字明德谷 5469 番 7	961.00
四日市市大字日永字明德谷 5470 番 2	24.00

2 建物

施設名	所在地	延床面積 (㎡)
病院本館	四日市市大字日永字明德谷 5450 番 132	26,539.23
西棟	四日市市大字日永字明德谷 5450 番 132	1,840.70
手術棟	四日市市大字日永字明德谷 5450 番 132	447.77
排水処理棟	四日市市大字日永字明德谷 5450 番 132	144.13
R I 検査排水処理棟	四日市市大字日永字明德谷 5450 番 132	117.22
マニホールド棟	四日市市大字日永字明德谷 5450 番 132	75.00
ポンプ棟	四日市市大字日永字明德谷 5450 番 132	57.00
看護師宿舎	四日市市大字日永字明德谷 5450 番 132	1,758.99
院内保育所	四日市市大字日永字明德谷 5450 番 132	233.40
医師公舎	四日市市大字泊村字内谷 1050 番 68	517.86